

13. 管理が不十分な空き家等に対し市町村が適切な措置がとれる総合的な法整備等について

北信越部会提出
説明担当 須坂市

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、管理が不十分な空き家が増加してきています。また、不良債権となり、手のつけられない建物等もあります。

これらの建物は、管理が十分に行われないことから廃墟となり、防犯・防災上、また衛生面においても不適切な状態なものもあり、安心、安全なまちづくりの支障となるとともに、景観上からも問題となっています。

全国で空き家の管理に関する条例を制定する動きがありますが、国におかれては、全国的な問題でありますので、市町村が抱える空き家に対する問題点を明らかにし、適切な措置がとれるよう、総合的な空き家対策に関する法整備等を行うよう要望します。

記

1 老朽化した空き家の除却のための法整備

建築物の適正管理に係る所有者の責務の明確化及び除却などの行政指導の根拠となる法律の整備を行うこと。

2 建築物の適正管理を誘導する制度の見直し

管理不全な空き家について、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置の対象外とする制度の見直しを行うこと。